

平成28年第1回（4月）臨時会

# 東伊豆町議会会議録

平成28年 4月26日 開会

平成28年 4月26日 閉会

東伊豆町議会

## 平成28年第1回東伊豆町議会臨時会会議録

### 議事日程(第1号)

平成28年4月26日(火)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 5 専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(東伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 報告第1号 平成27年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 議案第32号 平成28年度奈良本地区避難地整備工事(第2工区)請負契約について
- 日程第 8 駿東伊豆消防組合議会議員の選挙

---

### 出席議員(11名)

2番	稲葉義仁君	3番	栗原京子君
5番	西塚孝男君	6番	内山慎一君
7番	飯田桂司君	8番	村木脩君
10番	藤井廣明君	11番	森田禮治君
12番	鈴木勉君	13番	定居利子君
14番	山田直志君		

### 欠席議員(1名)

1番 笠井政明君

---

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木忠一君
教育長	黒田種樹君	総務課長	鈴木利昌君
企画調整課長	遠藤一司君	税務課長	正木三郎君
住民福祉課長	齋藤匠君	住民福祉課参事	木田尚宏君
健康づくり課長	鈴木嘉久君	健康づくり課参事	村上則将君
農林水産課長	鈴木伸和君	農林水産課参事	山田義則君
観光商工課長	梅原裕一君	建設課長	高村由喜彦君
防災課長	竹内茂君	会計課長兼 会管理者	鈴木敏之君
教育委員会 教育事務局 会長	坂田辰徳君	水道課長	石井尚徳君

---

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	向井青一君	書記	木村昌樹君
--------	-------	----	-------

---

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、おはようございます。

平成28年東伊豆町議会第1回臨時会の開会に当たり、議員各位におかれましては公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本臨時会は専決処分に関する承認案が3件、報告が1件、契約が1件、一部事務組合議員の選出が1件提出されております。議員各位におかれましては、十分御審議の上、円滑に議事を進行されますよう切にお願い申し上げまして、開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成28年東伊豆町議会第1回臨時会は成立しましたので、開会します。

なお、1番、笠井議員より本日の会議を欠席するとの届け出がありましたので、報告をいたします。

会議に先立ち、4月14日の熊本県熊本地方を震源地とする平成28年熊本地震において被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。

皆様、恐れ入りますが全員御起立願います。

黙禱。

（全員黙禱）

○議長（村木 脩君） ありがとうございます。御着席ください。

---

◎町長挨拶

○議長（村木 脩君） 町長より挨拶をいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第1回臨時会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

4月14日に九州熊本地方を襲った震度7の地震は、その後大分方面へも拡大し、甚大な被害となっていることは皆様御承知のとおりでございます。被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

このような中、予測困難な地震災害への備えを再確認するため、4月18日には職員の動員訓練を実施いたしましたところですが、今後も町民の安全・安心を守るためにさらに身を引き締め、防災・減災対策に努めてまいりたいと考えております。

4月1日から機構改革に伴い新たな課、職務の体制により新年度をスタートいたしました。消防の広域化に伴い消防団事務は防災課が担当し、4月10日には入団式を行いました。東伊豆消防本部は駿東伊豆地区消防組合の東伊豆消防署となり、広域化のスケールメリットを生かした効率化と災害の大規模化、複雑化に対応してまいります。

農林水産課につきましては、新たな農業委員会制度、市民農園のオープン等に対応してまいります。当町の主要産業である観光産業における2月から3月の状況につきましては、雛のつるし飾りまつりへの来場者数の減少など残念な部分もありましたが、13年ぶりに復活した稲取大島間航路におきましては、東海汽船が目標値とした5,700人を大幅に上回る8,847人の方々に御利用いただきました。今後は大島航路利用者の町内宿泊の拡大を関係者と協議するとともに、季節運行実施回数の増加を要望し、最終的には定期航路の復活を目指していきたいと考えております。

4月7日、8日には岡谷市におきまして7年に一度の諏訪大社御柱祭に議長、副議長ともども参加し、姉妹都市の交流を深めました。また、23日には市制施行80周年を迎えた岡谷市を表敬訪問いたしました。

さて、本臨時会には専決承認3件、報告1件、さらに契約の議案1件の御審議をお願いすることとしております。

最後になりましたが、花の盛りも過ぎまして日中は少し汗ばむほどの季節になりましたが、議員各位におかれましてはますます御健勝で御活躍いただきますよう御祈念申し上げまして、簡単ではございますが開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村木 脩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、飯田議員、10番、藤井議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（村木 脩君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

---

◎日程第3 専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服  
審

査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の

部を改正する条例）

○議長（村木 脩君） 日程第3 専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

平成26年度に行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日から改正後の行政不服審査法が施行されました。これに先立ち、議会3月定例会で行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例が可決成立し、東伊豆町固定資産評価審査委員会条例を含め関係する条例の条文整備が図られたところです。しかしながら、その後、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、再度関係条例の条文整備を図る必要が生じたことから、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付にて専決処分をさせていただきますので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（鈴木利昌君） それでは、ただいま提案されました専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議会3月定例会で可決成立した行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、総務省自治税務局長通知を受け、条文整備を図ったところでございますが、その後、地方税法等の一部を改正する等の法律の公布により、さきの総務省自治税務局長通知に変更が生じ、これに基づいて本町の条例につきましても条文整備を図る必要が生じたものでございます。

主な内容は、改正後の東伊豆町固定資産評価審査委員会条例第12条中の条ずれの解消及び附則中の適用区分の全部改正となります。

それでは、朗読をもちまして御説明いたします。

東伊豆町条例第14号 平成28年3月30日。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例。

（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）。

第1条、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年東伊豆町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち東伊豆町固定資産評価審査委員会条例（平成11年東伊豆町条例16号）第10

条を第12条とし、第9条の次に2条を加える改正規定中「第10条を第12条とし」を「第10条第1項中「前3条」を「第7条から第9条まで」に改め、同条を第12条とし」に改める。

附則第2項を次のように改める。

(適用区分)

第2項、この条例第4条による改正後の東伊豆町固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条第1項の規定は、平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示もしくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合について適用し、同日前に公示等がされた場合については、なお従前の例による。

附則、この条例は公布の日から施行する。ということで、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。



## 税

### 賦課徴収条例等の一部を改正する条例)

○議長（村木 脩君） 日程第4 専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

平成28年の税制改正により、地方税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に可決成立し、同年3月31日に公布されました。このことにより、東伊豆町税賦課徴収条例等の一部の改正を図ったものでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 税務課長。

○税務課長（正木三郎君） それでは、専決処分の承認を求める東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、法律の公布と同時に税条例の一部を改正する必要が生じたので、必要な規定の改正について専決処分させていただきましたものを報告し、承認を求めるものです。

今回の改正は、朗読と、主な改正部分について概要で説明させていただきます。

資料の新旧対照表をごらんください。

第1条、東伊豆町税賦課徴収条例（昭和37年東伊豆町条例第72号）の一部改正ですが、第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供する者に限る。）」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改め

ます。

附則第10条の2関係は、わがまち特例の導入により平成28年3月31日までの間に取得したものに限り、固定資産税に関する課税標準の特例による割合を定め、あわせて条項ずれの整備をしたものです。

第7項で津波対策の用に供する償却資産について2分の1に、第11項で認定された一定の再生可能エネルギー発電設備について3分の2に、第12、13、14項で中小水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備について2分の1に、第18項で認定誘導事業者が取得した公共施設について5分の4を適用いたします。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加えます。

第2条、東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成27年東伊豆町条例第12号）の一部改正ですが、町たばこ税に関する経過措置として、附則第5条について改正に伴う所要の規定整備を行いました。

最後に、改正条文の附則として第1条で施行日を平成28年4月1日とし、第2条については固定資産に関する経過措置となっております。

以上、簡単ではありますが説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎日程第5 専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町  
道

路占用料等徴収条例の一部を改正する条例）

○議長（村木 脩君） 日程第5 専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて  
（東伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました専決承認第7号 東伊豆町道路占用料等徴収  
条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

昨年12月に改正した東伊豆町道路占用料等徴収条例について、電気事業法の改正に伴い  
平成28年3月29日付で静岡県道路占用料等徴収条例の一部が改正されましたので、関係す  
る徴収条例の一部を改正いたします。

詳細につきましては、建設課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいた  
します。

○議長（村木 脩君） 建設課長。

○建設課長（高村由喜彦君） それでは、ただいま提案いたしました東伊豆町道路占用料等徴  
収条例の一部を改正する条例について、新旧対照表によって説明をいたします。

それでは、4枚目の新旧対照表をお開きください。

第4条の占用料の減免について、改正では第1号の道路法第35条に規定する事業、第18  
条に規定するものを除く道路の交差が立体交差を要しない場合については、減免対象から外  
します。

次に、第3号の電気事業法第2条第1項第10号の電気事業者の定義を、一般電気事業者、  
卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者とするについては、第2条第1項第  
17号において、小売り電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者  
とするにいたします。

さらに、第9号の郵便切手の販売を示す規格化された看板については、対象から外します。

別表第2条関係の占有物件については、令第7条第1項に掲げる物件は道路法施行令を条文の名称に加え、わかりやすく表示いたします。

以上が主な改正点でございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎日程第6 報告第1号 平成27年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の  
の  
報告について

○議長（村木 脩君） 日程第6 報告第1号 平成27年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました報告第1号 平成27年度東伊豆町一般会計

繰越明許費繰越計算書の報告について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、基幹系システム管理事業、個人番号関連事務事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、広域観光振興推進事業、災害に備えた安心・安全なまちづくり事業（第1工区並びに第2工区）、以上6事業の総額2億7,618万5,000円のうち、2億437万5,000円を平成28年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（鈴木利昌君） ただいま提案されました報告第1号 平成27年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明させていただきます。

本件につきましては、平成28年東伊豆町議会3月定例会において、東伊豆町一般会計補正予算により繰越明許費の設定を御承認いただきました6事業につきまして、それぞれの繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、平成27年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書に記載しております。

基幹系システム管理事業では、マイナンバー制度の施行に伴う住民情報流出防止のためのセキュリティ対策の強化に要する経費として1,210万円、個人番号関連事務事業では、個人番号カード等交付事業費交付金が308万4,000円、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業では、給付金並びに事務費として6,749万4,000円、広域観光振興推進事業では地方創生加速化交付金を活用し、日本版DMO「美しい伊豆創造センターによる広域観光地域づくり」事業に取り組むための負担金が1,000万円、災害に備えた安心・安全なまちづくり事業（第1工区）では、奈良本地区避難地整備工事の第1工区における工期延長分1,935万9,000円、災害に備えた安心・安全なまちづくり事業（第2工区）では、奈良本地区避難地整備工事第2工区の工事請負費や関連経費として9,233万8,000円、以上6件合計で2億437万5,000円を平成28年度へ繰り越すものでございます。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

---

◎日程第7 議案第32号 平成28年度奈良本地区避難地整備工事(第2工区)

請負契約について

○議長(村木 脩君) 日程第7 議案第32号 平成28年度奈良本地区避難地整備工事(第2工区)請負契約についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第32号 平成28年度奈良本地区避難地整備工事(第2工区)請負契約について、提案理由を申し上げます。

去る4月20日に執行された制限付一般競争入札の結果、契約金額8,208万円で高橋建設株式会社と請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び東伊豆町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、防災課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 防災課長。

○防災課長(竹内 茂君) それでは、ただいま上程されました議案第32号 平成28年度奈良本地区避難地整備工事(第2工区)の請負契約について、内容を説明させていただきます。

本整備工事につきましては、昨年度、危険老朽建物であったホテルを取り壊し、取り壊したコンクリートガラを埋め戻し整地した場所に、本年度、防災機能を備えた公園整備を行うものであります。

主な工事内容でございますが、お手元の資料の2枚目をごらんください。

土工事では芝張り工、インターロッキング工、アスファルト舗装工、斜面吹きつけ工、のり面・植栽緑化などを行います。給排水工事につきましては、給水設備、屋外排水設備を行います。電気設備工事では、停電時を想定しソーラー式LEDライトを19基、ベンチ設置工事では炊き出し用のかまどとなります防災ベンチ5基を設置する内容となっております。

財源につきましては、国の防災・安全社会資本整備交付金、都市防災総合推進事業の平成27年度補正予算の採択を受けておりますので、先ほどの報告にもありましたように全額繰越措置とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、内容説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第32号 平成28年度奈良本地区避難地整備工事（第2工区）請負契約についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第8 駿東伊豆消防組合議会議員の選挙

○議長（村木 脩君） 日程第8 駿東伊豆消防組合議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

駿東伊豆消防組合議会議員に7番、飯田議員、14番、山田議員の2名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました7番、飯田議員、14番、山田議員の2名を駿東伊豆消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長において指名いたしました2名の方が駿東伊豆消防組合議会議員に当選されました。

当選された方々が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（村木 脩君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成28年東伊豆町議会第1回臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時00分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_